第71号議案

中間市火災予防条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月25日提出

中間市長 福田 浩

中間市火災予防条例の一部を改正する条例

中間市火災予防条例(昭和37年中間市条例第4号)の一部を次のように改正する。 目次中

第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2一第29条 の7)

な

に

「 第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2—第29条

第3章の3 林野火災の予防(第29条の8・第29条の9)

Ø7)

改める。

第3条第1項第1号、第11条第1項第3号及び第2項、第11条の2第1項第1号、第13条 第3項、第17条の3並びに第18条第1項第1号中「消防長(消防署長)」を「消防長」に改 める。

第22条の2中「消防長(消防署長)」を「消防長」に、「取り扱い」を「取扱い」に改める。

第23条第1項中「消防長(消防署長)」を「消防長」に改め、同条第2項中「消防長(消防署長)」を「消防長」に、「標識の」を「、標識の」に改め、同条第3項、第5項ただし書、第6項ただし書及び第7項中「消防長(消防署長)」を「消防長」に改める。

第29条中「警報」の次に「(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)」を加え、同条第7号を削る。

第29条の6中「消防長(消防署長)」を「消防長」に改める。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

- 第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。) の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。
- 2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内にある者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。
- 3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力 義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野 火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を 指定することができる。

第34条の3、第36条の2及び第42条の2中「消防長(消防署長)」を「消防長」に改める。

Γ

第42条の3第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項」に改め、同条第2項中「消防長(消防署長)」を「消防長」に改める。

第43条第1項及び第44条中「消防長(消防署長)」を「消防長」に改める。

第45条中「消防長(消防署長)」を「消防長」に改め、同条第1号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

第45条の2第1項、第46条第1項及び第47条中「消防長(消防署長)」を「消防長」に改める。

附則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

改正後

改正前

目次

第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等 (第29 条の2-第29条の7)

第3章の3 林野火災の予防(第29条の8・第29条の9)

(炉)

- 第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。
 - (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合(不燃材料(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)で有効に仕上げをした建築物等(消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。)の部分の構造が耐火構造(建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。)であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。)で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの(有効に遮熱できるものに限る。)である場合をいう。以下同じ。)を除き、建築物等及び可燃性の物品から次の各号に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。

目次

<u>第3章の2</u> 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等 (第29条の2-第29条の7)

(炉)

- 第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。
 - (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合(不燃材料 (建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号に規定する不 燃材料をいう。以下同じ。)で有効に仕上げをした建築物等(消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。)の部分の構造が耐火構造(建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。)であって、間柱、下地その他主要な部分を準 不燃材料(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。)で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの(有効に遮熱できるものに限る。)である場合をいう。以下同じ。)を除き、建築物等及び可燃性の物品から次の各号に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長(消防署長)が認める距離以上の距離を保つこと。

- イ 別表第3の炉の項に掲げる距離
- ロ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準 (平成14年消防庁告示第1号)により得られる距離

(2)~(19) (略)

 $2 \sim 4$ (略)

(変電設備)

- 第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び 次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、 次に掲げる基準によらなければならない。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 変電設備(消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井(天井のない場合にあっては、はり又は屋根。以下同じ。)で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける室内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。

(3)の2~(10) (略)

- 2 屋外に設ける変電設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに<u>消防長が火災予防上支</u>障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又はおおわれた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。
- 3 (略)

- イ 別表第3の炉の項に掲げる距離
- ロ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準 (平成14年消防庁告示第1号)により得られる距離

(2)~(19) (略)

 $2 \sim 4$ (略)

(変電設備)

- 第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び 次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、 次に掲げる基準によらなければならない。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 変電設備(<u>消防長(消防署長)</u>が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井(天井のない場合にあっては、はり又は屋根。以下同じ。)で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける室内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。

(3)の2~(10) (略)

- 2 屋外に設ける変電設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに<u>消防長(消防署長)</u>が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又はおおわれた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。
- 3 (略)

(急速充電設備)

- 第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車 等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機そ の他これらに類するものをいう。以下同じ。) にコネクター(充電 用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同 じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除 く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び 充電ポスト(コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変 圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。) により構成される ものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同 じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければな らない。
 - (1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が 認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除 く。)を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以 上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあっては、この 限りでない。

イ・ロ (略)

(2)~(19) (略)

2 (略)

(蓄電池設備)

第13条 (略)

2 (略)

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及 │ 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及

(急速充電設備)

- 第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車 等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機そ の他これらに類するものをいう。以下同じ。) にコネクター(充電 用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同 じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除 く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び 充電ポスト(コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変 圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。) により構成される ものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同 じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければな らない。
 - (1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長 - (消防署長) が認める延焼を防止するための措置が講じられてい るものを除く。)を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3 メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあっ ては、この限りでない。

イ・ロ (略)

(2)~(19) (略)

2 (略)

(蓄電池設備)

第13条 (略)

2 (略)

び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置 及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに<u>消防長</u>が火 災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを 除く。)にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなけ ればならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口 部のないものに面するときは、この限りでない。

4 (略)

(基準の特例)

第17条の3 この節の規定は、この節に掲げる設備について、<u>消防長</u>が、当該設備の位置、構造及び管理並びに周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも、火災予防上支障がないと認めるとき又は予想しない特殊の設備を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

(液体燃料を使用する器具)

- 第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によら なければならない。
 - (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次の各号に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として<u>消防長</u>が認める距離以上の距離を保つこと。
 - イ 別表第3の左欄に掲げる種類等に応じ、それぞれ同表の右欄 に掲げる距離
 - ロ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準

び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置 及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに<u>消防長(消</u> <u>防署長)</u>が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービク ル式のものを除く。)にあっては、建築物から3メートル以上の距 離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われ た外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 (略)

(基準の特例)

第17条の3 この節の規定は、この節に掲げる設備について、<u>消防長(消防署長)</u>が、当該設備の位置、構造及び管理並びに周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも、火災予防上支障がないと認めるとき又は予想しない特殊の設備を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

(液体燃料を使用する器具)

- 第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。
 - (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次の各号に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として<u>消防長(消防署長)</u>が認める距離以上の距離を保つこと。
 - イ 別表第3の左欄に掲げる種類等に応じ、それぞれ同表の右欄 に掲げる距離
 - ロ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準

により得られる距離

(2)~(13) (略)

2 (略)

(基準の特例)

第22条の2 この節の規定は、この節に掲げる器具について、<u>消防長</u>が、当該器具の<u>取扱い</u>及び周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも、火災予防上支障がないと認めたとき又は予想しない特殊の器具を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めたときにおいては、適用しない。

(喫煙等)

第23条 次に掲げる場所で、<u>消防長</u>が指定する場所においては、喫煙 し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品 を持ち込んではならない。ただし、特に必要な場合において<u>消防長</u> が火災予防上支障がないと認めたときは、この限りでない。

 $(1)\sim(4)$ (略)

- 2 前項の<u>消防長</u>が指定する場合には、客席の前面その他の見やすい 箇所に、「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物持込み厳禁」と表示 した標識を設けなければならない。この場合において<u>、標識の</u>色 は、地を赤色、文字を白色とするものとする。
- 3 第1項の<u>消防長</u>が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除 く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区 分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならな

により得られる距離

(2)~(13) (略)

2 (略)

(基準の特例)

第22条の2 この節の規定は、この節に掲げる器具について、<u>消防長(消防署長)</u>が、当該器具の<u>取り扱い</u>及び周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも、火災予防上支障がないと認めたとき又は予想しない特殊の器具を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めたときにおいては、適用しない。

(喫煙等)

第23条 次に掲げる場所で、<u>消防長(消防署長)</u>が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んではならない。ただし、特に必要な場合において<u>消防長(消防署長)</u>が火災予防上支障がないと認めたときは、この限りでない。

 $(1)\sim(4) (略)$

- 2 前項の<u>消防長(消防署長)</u>が指定する場合には、客席の前面その他の見やすい箇所に、「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。この場合において標識の色は、地を赤色、文字を白色とするものとする。
- 3 第1項の<u>消防長(消防署長)</u>が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなけれ

V

(1) 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている旨 の標識の設置その他の当該防火対象物内における全面的な喫煙の 禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置

(2) (略)

4 (略)

- 5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために<u>消防長</u>が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。
- 6 前項の喫煙所の床面積の合計は、客席の床面積の合計の30分の1 以上としなければならない。ただし、<u>消防長</u>が、当該場所の利用状 況等から判断して、火災予防上支障がないと認めるときは、この限 りでない。
- 7 第1項の<u>消防長</u>の指定する場所の関係者は、当該場所で、喫煙 し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品 を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければな らない。

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限) 第29条 火災に関する警報(法第22条第3項に規定する火災に関する ばならない。

(1) 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該防火対象物内における全面的な喫煙の禁止を確保するために<u>消防長(消防署長)</u>が火災予防上必要と認める措置

(2) (略)

4 (略)

- 5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために<u>消防長(消防署長)</u>が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。
- 6 前項の喫煙所の床面積の合計は、客席の床面積の合計の30分の1 以上としなければならない。ただし、<u>消防長(消防署長)</u>が、当該 場所の利用状況等から判断して、火災予防上支障がないと認めると きは、この限りでない。
- 7 第1項の<u>消防長(消防署長)</u>の指定する場所の関係者は、当該場所で、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限) 第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用につい <u>警報をいう。以下同じ。</u>が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

 $(1)\sim(6)$ (略)

(基準の特例)

第29条の6 第29条の2から第29条の4までの規定は、住宅用防災警報器等について、消防長が、住宅の位置、構造又は設備の状況から判断して、これらの規定による住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準によらなくとも、住宅における火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、住宅における火災による被害を最小限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。

第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

- 第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下 「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林 野火災に関する注意報を発することができる。
- 2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内にある者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。
- 3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による 火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができ

ては、次の各号に定めるところによらなければならない。

 $(1)\sim(6)$ (略)

(7) <u>屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて</u> 行うこと。

(基準の特例)

第29条の6 第29条の2から第29条の4までの規定は、住宅用防災警報器等について、<u>消防長(消防署長)</u>が、住宅の位置、構造又は設備の状況から判断して、これらの規定による住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準によらなくとも、住宅における火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、住宅における火災による被害を最小限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。

る。

<u>(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における</u> 火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報 を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号 に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができ る。

(基準の特例)

第34条の3 この章(第30条、第31条の7及び第32条を除く。以下同じ。)の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて、消防長が、その品名及び数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることによりこの章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

(基準の特例)

第36条の2 前2条の規定の全部又は一部は、<u>消防長</u>が劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により

(基準の特例)

第34条の3 この章(第30条、第31条の7及び第32条を除く。以下同じ。)の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて、消防長(消防署長)が、その品名及び数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることによりこの章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

(基準の特例)

第36条の2 前2条の規定の全部又は一部は、<u>消防長(消防署長)</u>が 劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配 入場者の避難上支障がないと認めるときにおいては、適用しない。

(指定催しの指定)

- 第42条の2 <u>消防長</u>は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等(令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。)の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。
- 2 <u>消防長</u>は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあったときは、この限りでない。
- 3 <u>消防長</u>は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。
- 第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。(1)・(2) (略)

置等により入場者の避難上支障がないと認めるときにおいては、適 用しない。

(指定催しの指定)

- 第42条の2 <u>消防長(消防署長)</u>は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等(令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。)の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。
- 2 <u>消防長(消防署長)</u>は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあったときは、この限りでない。
- 3 <u>消防長(消防署長)</u>は、第1項の規定により指定催しを指定した ときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知すると ともに、公示しなければならない。
- 第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

 $(1) \cdot (2)$ (略)

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台 その他これらに類するもの(<u>第45条第1項</u>において「露店等」と いう。)及び客席の火災予防上安全な配慮に関すること。

 $(4)\sim(6)$ (略)

2 前条第1項の指定催しを開催する者は、当該指定催しを開催する 日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に 前条第1項の指定を受けた場合にあっては、<u>消防長</u>が定める日まで に)、前項の規定による計画を消防長に提出しなければならない。

(防火対象物の使用開始の届出等)

- 第43条 令別表第1に掲げる防火対象物(同表(19)項及び(20)項に掲げるものを除く。)をそれぞれの用途に使用しようとする者は、使用開始の日の7日前までに、その旨を<u>消防長</u>に届け出なければならない。
- 2 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれ のある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あら かじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)~(15) (略)

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) 第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を 消防長に届け出なければならない。 (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台 その他これらに類するもの(<u>第45条</u>において「露店等」とい う。)及び客席の火災予防上安全な配慮に関すること。

 $(4)\sim(6)$ (略)

2 前条第1項の指定催しを開催する者は、当該指定催しを開催する 日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に 前条第1項の指定を受けた場合にあっては、<u>消防長(消防署長)</u>が 定める日までに)、前項の規定による計画を<u>消防長(消防署長)</u>に 提出しなければならない。

(防火対象物の使用開始の届出等)

第43条 令別表第1に掲げる防火対象物 (同表(19)項及び(20)項に掲げるものを除く。)をそれぞれの用途に使用しようとする者は、使用開始の日の7日前までに、その旨を<u>消防長(消防署長)</u>に届け出なければならない。

2 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を<u>消防長(消防署長)</u>に届け出なければならない。

(1)~(15) (略)

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) 第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を

第45条 次に掲げる行為をしよっとする者は、あらかじめ、その旨を <u>消防長(消防署長)</u>に届け出なければならない。 (1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為<u>(た</u>き火を含む。)

 $(2)\sim(6)$ (略)

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

(指定洞(とう)道等の届出)

第45条の2 通信ケーブル又は電力ケーブル(以下「通信ケーブル等」という。)の敷設を目的として設置された洞(とう)道、共同溝その他これらに類する地下の工作物(通信ケーブル等の維持管理等のため必要に応じ人が出入りする隧(ずい)道に限る。)で、火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものとして消防長が指定したもの(以下「指定洞(とう)道等」という。)に通信ケーブル等を敷設する者は、次に掲げる事項を消防長に届け出なければならない。

 $(1)\sim(3)$ (略)

2 (略)

(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)

第46条 指定数量の5分の1以上(個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の2分の1以上)指定数量未満の危険物及び別表第8で定める数量の5倍以上(再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上)の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

2 (略)

(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為

 $(2)\sim(6)$ (略)

(指定洞(とう)道等の届出)

第45条の2 通信ケーブル又は電力ケーブル(以下「通信ケーブル等」という。)の敷設を目的として設置された洞(とう)道、共同溝その他これらに類する地下の工作物(通信ケーブル等の維持管理等のため必要に応じ人が出入りする隧(ずい)道に限る。)で、火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものとして消防長(消防署長)が指定したもの(以下「指定洞(とう)道等」という。)に通信ケーブル等を敷設する者は、次に掲げる事項を消防長(消防署長)に届け出なければならない。

 $(1)\sim(3)$ (略)

2 (略)

(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)

第46条 指定数量の5分の1以上(個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の2分の1以上)指定数量未満の危険物及び別表第8で定める数量の5倍以上(再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上)の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長(消防署長)に届け出なければならない。

2 (略)

(タンクの水張検査等)

第47条 <u>消防長</u>は、前条第1項の届出に係る指定数量未満の危険物又 | 第47条 <u>消防長(消防署長)</u>は、前条第1項の届出に係る指定数量未 は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置し ようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を 行うことができる。

(タンクの水張検査等)

満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造 し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査 又は水圧検査を行うことができる。